

玉掛け技能講習開催のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件、労働安全衛生法第61条で事業者は、「資格を有する者でなければ当該業務に就かせてはならない」と、定められています。無資格者による災害防止のためにもぜひこの機会に受講されますようご案内申し上げます。 敬具

記

1. 受講資格区分 : A区分:初めての方(未経験者)
B区分:つり上げ荷重1トン以上の玉掛け補助作業業務に6か月以上の経験を有する者、または、玉掛け特別教育修了後1トン未満の玉掛け業務に6か月以上就いた経験を有する者
クレーン等の運転業務の特別教育修了者
C区分:クレーン運転免許所持者(昭和53年10月以降取得者)または、クレーン運転技能講習修了者
※ B区分該当者、C区分該当者もA区分該当者と同じカリキュラム(全てのカリキュラム)を受講していただきます。
※ C区分の受講者は、上記免許または技能講習修了証のコピーの提出が必要です。
2. 日 時 : (学科) (1日目)平成31年5月21日(火) 9:00~17:00
(2日目)平成31年5月22日(水) 9:00~17:00
(実技) (3日目)平成31年5月26日(日) 8:00~17:30
3. 会 場 : (学科) 茨木市市民総合センター(クエイトセンター)3階302号室
茨木市駅前4-6-16
(実技) 株式会社西島製作所
高槻市宮田町1-1-8
4. 受講料 : A区分:23,220円【講習料20,000円・同消費税1,600円・テキスト代1,620円(税込)】
B区分:21,060円【講習料18,000円・同消費税1,440円、テキスト代1,620円(税込)】
C区分:19,980円【講習料17,000円・同消費税1,360円、テキスト代1,620円(税込)】
※ テキストは、受講当日、会場でお渡しします。
5. 定 員 : 30人
6. お申込み : (1)裏面の仮申請書に必要事項を記入し、FAXを入れ予約する。
(2)予約の取れたことを確認の上、正式な申込書(受講申込書兼修了者台帳および実務経験証明書)に必要事項を記入、顔写真を貼って郵送またはご持参ください。
7. お支払い : (1)現金を協会に持参
(2)現金書留
(3)銀行振込み } 左記の何れの方法でも可

〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301
一般社団法人茨木労働基準協会
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763
受講料振込先:りそな銀行茨木西支店
口座番号 (普通)1135303
口座名義 一般社団法人茨木労働基準協会

8. その他 : (1)講習に1日でも欠席または遅刻をすると受講放棄として取り扱います。
(2)受講料は、理由の如何にかかわらず払い戻しできません。

以上

平成 年 月 日

一般社団法人茨木労働基準協会 宛
TEL:072-622-8487
FAX:072-621-5763

玉掛け技能講習受講申込書(仮申請用)

事業所名: _____ 担当部署: _____ 担当者: _____

所在地: _____ TEL: _____ FAX: _____

受講資格区分	区分	ふりがな 受講者氏名	受講番号 (記入不要)	受講料(円)
A区分該当者:A				
B区分該当者:B				
C区分該当者:C				
(受講者ごとに右の区分 欄にA・B・Cで記入)				

受講者:A区分()人、B区分()人、C区分()人
支払総額()円

※ 受講料の支払いについて下欄のご希望の方法に○印をお入れください。

支 払 い 方 法	協会まで持参	現金書留	銀行振り込み
-----------	--------	------	--------

※ テキストは、講習初日に会場でお渡しします。

記

- 各種技能講習会のご案内発送と同時に申込みの受付を開始しますので、早めにFAXで当協会宛に仮申請(予約)してください。(仮申請はこの申込書をご使用ください。) 予約の確認後、2週間以内に(ただし、講習日初日までに2週間の期間がない場合は速やかに)正式申請をしてください。
- 2週間以内に申込手続きを行わないと自動的に予約が無効となります。
- 正式申請は、受講申込書兼修了者台帳(本籍地の記載は不要)、実務経験証明書に必要事項を記入の上受講料を添えて、当協会までお申込みください。受講申込書兼修了者台帳は持参するか郵送でお願いします。(FAX不可)なお、受講料は銀行振込み、現金書留でも受付します。
- 受講料
A区分 23,220円
B区分 21,060円
C区分 19,980円
- 正式申込み以降の取扱いについて
 - 受講料は理由の如何にかかわらず払戻しできませんのでご了承ください。
 - 講習日に1日でも欠席又は遅刻をされますと受講を放棄したものととして取り扱いをします。
 - 受講日の変更は講習初日の2週間前までであれば次回以降に変更が可能です。それ以降の変更はできません。受講者の変更で対応をお願いします。
 - 受講者の変更は講習初日の前日まで可能です。ただし、正式な申請書の提出が必要です。

以上